

# 休憩時間裁判提訴！

## 原告・浦谷さんと共に連帯して闘おう！

9月17日、地本書記長の浦谷さんは、JR東海会社を相手に休憩時間が与えられなかったことで、肉体的・精神的な苦痛を受けたとして損害賠償の裁判を提訴しました。

2023年1月、新幹線車掌として新大阪駅から担当した列車が雪害のために、東京駅に4時間1分遅延して16時52分に到着しました。東京駅に到着後、わずか26分しかない時間の中で移動し、点呼(到着・出場)を受けるとそのまま、下りの新大阪駅までの所定の担当列車に乗務することを強要されました。長時間のブツ通しの乗務後に休憩時間も食事時間も与えられませんでした。

さらに、新大阪駅まで担当した列車も雪害で43分遅延し20時28分に到着しました。到着後の退出点呼終了後、管理者が、今から休憩時間とするので制服のまま詰所に戻るよう指示され到着後の退出時刻から1時間が経過すると、管理者から帰宅の許可がありようやく帰宅することが許されました。

結果、当日の朝、9時30分に出勤して、退出後の無用の休憩を取らされた21時57分まで、12時間に及ぶ連続した労働時間となり、労基法第34条の定め反して本来、与えるべき60分間の休憩時間が与えられませんでした。さらに勤務終了後に休憩と称しての拘束時間に対する分を労働時間として支払うべきであるとしています。

この間、新幹線に限らず列車遅延時の乗務員の勤務は、運転台や行き先地で拘束され続け長時間の勤務となります。しかし、会社は、労働者の安全配慮や健康のために必ず労働時間の途中で休憩時間を付与しなければなりません。

最近、乗務員の空いた時間に本来業務ではない清掃や座席整理を指示するようにもなっています。会社のなし崩し的な勤務や、労基法に反した取り扱いに黙ってはますます仕事に余裕がなくなり、安全確保する注意力も落ちてしまいます。浦谷さんの「休憩裁判」は、全乗務員を代表する裁判です。私たち地本は浦谷さんと共に勝利するまで闘います。

